

下記の事業は、緊急事態宣言が延長され、生活に困っている世帯・個人への支援や福祉・介護を支える人への支援、及び事業者支援といった緊急を要する事業になりますので、専決処分致します。

★ 歳出予算 7億6,003万円

○ 生活に困っている世帯・個人への支援 [4億円]

- ・ 生活困窮者への市独自の貸付制度創設及び法外援護事業の対象者拡大・・・【4億円】
 - 国の生活福祉資金貸付制度の対象者に入金までのつなぎとして生活費等の市独自の貸付を実施
 - 法外援護事業の対象者を拡大
 - 準要保護世帯等に対する緊急支援

○ 福祉・介護を支える人への支援 [4,000万円]

- ・ 介護施設等感染拡大防止対策補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 3,600万円】
 - 施設内感染の防止を図り事業継続を図るため経費の一部を補助（1施設上限70万円）
- ・ 介護施設等クラスター対策緊急補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 400万円】
 - 施設内感染が発生した場合にも事業継続を図るため経費の一部を補助（1事業所100万円）

○ 事業者支援 [3億2,003万円]

- ・ タクシー会社を活用したデリバリー事業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 1,694万円】
 - 市内飲食店の宅配を、タクシー会社が代行して実施する業務を委託
- ・ 事業者向け総合相談窓口を設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 309万円】
 - 複雑な各種補助金申請手続きのサポートなどの事業者の総合相談窓口を設置
- ・ 小規模事業者等事業継続給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 3億円】
 - 小規模事業者に対して事業継続支援と雇用維持のための給付金を支給（1事業者10万円）

★ 歳入予算 7億6,003万円（財政調整基金繰入金）

**新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に
関する条例の制定について【人事課】**

1 制定の理由

市内の宿泊施設等における新型コロナウイルス感染者等の健康管理、生活支援、搬送等の職員による緊急的な業務に対する手当を支給するため。

2 支給対象者及び支給額

新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事した職員

1日につき、3,000円

(新型コロナウイルス感染症の感染者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円)

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年3月9日から適用する。